

新潟市教育委員会 令和8年5月 定例会会議録				
日 時	令和8年5月27日(水) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (7名)	石 坂 学		出席委員	立 松 有 美
	神 林 むつみ			池 主 透 子
	小 見 直 樹			
	渡 部 雄一郎		欠席委員	和 田 有 子
	高 橋 誠 一			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (8名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	梅 田 綾 里		
	施 設 課 長	岸 本 秀 也		
	学 務 課 長	鈴 木 雄 策		
	学 校 人 事 課 長	相 馬 直 子		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	教 育 総 務 課 補 佐	戸 塚 剛		
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 野澤 真里子			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (4 件)	議案第 9 号	新潟市文化財の指定について
	議案第 10 号	第28期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について
	議案第 11 号	白南地域の小学校の統合について
	議案第 12 号	令和8年6月議会定例会の議案について
報告 (7 件)	令和7年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の概要について	
	令和9年度新潟市立学校管理職選考検査について	
	令和9年度使用教科用図書に関する資料の作成について(諮問)	
	部活動等校外活動における移動の安全確保について	
	坂井輪中学校改築基本設計について	
	新潟市教科用図書審議委員の委嘱について	
	いじめ重大事態(教育委員会調査)について	
協議会 (0 件)		

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより 5 月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定します。

第1 会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に小見委員及び渡部委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に、日程第 2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第 9 号 新潟市文化財の指定について、歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。よろしくお願いいたします。

付議 1 ページの議案第 9 号 新潟市文化財の指定についてご説明をいたします。本件につきましては、先月の 4 月定例会において報告後、新潟市文化財保護審議会に対し諮問いたしました。諮問を受けて、去る 5 月 11 日に審議会会議が開催されました。その席上において、審議会から指定について慎重に審議し、文化財としての価値を十分検討した結果、全会一致で指定することが適当であるとの答申をいただきました。この答申を、資料の付議 2 ページに掲載いたしました。附帯意見として、名称については「行田魁庵作 中原家住宅主屋襖絵及び欄間」とするのがふさわしいという意見がありました。指定名称については、4 月教育委員会定例会報告時及び諮問時には、仮の名称として「行田魁庵筆・図案 中原家住宅主屋襖絵及び欄間」としておりました。絵画の場合、作者を筆とするのが一般的であり、過去の指定物件においても用いられております。しかし、欄間については行田魁庵の図案をもとに彫師が彫り出したものであることから、行田魁庵筆という表現が馴染みません。このことについて審議会の意見を伺ったところ、行田魁庵作という表現であれば、襖絵にも欄間にも適用でき、また襖絵と欄間が一体の作品であることも伝わりやすいのではないか、との意見がありましたので、審議会の意見に基づき名称の変更を行いました。

付議 3 ページ以降が指定候補物件の資料となります。

付議 5 ページには、物件についての総括表を掲載しました。名称については、答申の附帯意見を反映いたしました。また、指定基準については、有形文化財 絵画の指定基準(1)各時代の遺品のうち制作優秀で文化史上貴重なものに該当いたします。

次の付議 6 ページをご覧ください。指定理由となる物件の価値について記載しています。また、その下に指定のスケジュールを記載しました。本日議決をいただきますと、正式に新潟市文化財に指定となります。

付議 7 ページからは、建物内の位置図及び物件の写真を掲載してごさいます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。ここで議決を経ることによって文化財として指定されるということです。これは普段公開されている物件ではないので、秋の公開の日にちがまたありますよね。

○歴史文化課長

はい、そうですね。こちらの指定候補物件の襖絵と欄間については、個人の住宅でありますし、また日光による劣化を避けるためにも、通常非公開となっております。建物につきましては、中原邸保存会という任意団体が活動しておりまして、春と秋にそれぞれ一日限定で、建物の外観と庭園の一般公開を行っております。

また、今後につきましてはこの指定を機に、所有者や保存会と連携して、この襖絵と欄間につきましても公開活用を検討していきたいと思っております。秋につきましても、10月に建物は一般公開の予定となっております。

○教育長

日にちははっきりしましたら、またこちらに教えていただければと思います。

それでは、議案第 9 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第 9 号について、承認することとします。

次に、議案第 10 号 第 28 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について、歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課です。引き続きよろしくお願いいたします。

付議 9 ページの議案第 10 号 第 28 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

文化財保護審議会委員は、新潟市文化財保護条例第 12 条から第 14 条までの規定に基づいて委嘱しております。定数は 11 名、任期は 2 年です。現在の第 27 期委員の任期は、令和 8 年 5 月 31 日までで、次期第 28 期の委員の任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間でございます。

付議の 10 ページをご覧ください。文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物など種別が多岐に渡るため、専門家による委員によって構成されております。委員候補の所属・専門分野は名簿に記載の通りでございます。付議の 10 ページには第 28 期の委員としてお願いしたい方、次の 11 ページには、参考としまして現在の第 27 期の委員を記載しております。

10 ページにお戻りいただきまして、第 28 期は、11 名のうち名簿の上から 6 番目の、葉田野希氏、次の 7 行目の藤田裕彦氏、1 番下、11 行目の山田祐紀氏を新規に委嘱し、その他の方につきましては、第 27 期に委員をお務めいただいた 8 名に引き続き委員をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○高橋委員

2 年任期で再任は妨げないということで、長い方は 18 年ということなのです。

が、定年等は設けていないのですか。

○歴史文化課長 設けておりません。専門分野でありますので、代えがたい方がいる場合は引き続きお願いしている状況でございます。

○高橋委員 専門分野で18年の方と2年目の方とでは意見が変わるかもしれないのですが、そこで付度だとか意見が言いにくいだとか、そういうことはないのでしょうか。

○歴史文化課長 それぞれの専門分野の知見に基づいてご意見をいただいております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第10号について、承認することとします。

次に、議案第11号 白南地域の小学校の統合について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくお願いいたします。

付議13ページをご覧ください。先月の定例会にてご報告をさせていただきました、白南地域の小学校の統合についてご審議をいただきたいと思えます。

ご審議いただきたい内容としましては、1 白南地域にある新飯田小学校、茨曾根小学校、庄瀬小学校の3つの小学校を閉校し、新たな小学校を開校すること。

2 新たな小学校は、白南中学校の余裕教室等を活用し、白南中学校校舎内に開設をすること。

3 統合の時期は令和12年4月とすること。以上3点となります。

今回の統合においては、2番にあるように、既存の白南中学校校舎の余裕教室を活用し、中学校の校舎内に小学校を新設するという、本市では初めての試みとなります。先月ご説明をさせていただきました通り、小学校を中学校校舎内に入れ込むことにより、地域が望む小学校・中学校との9年間を見通した、一貫した教育活動と学校運営が行われるよう、ハード面・ソフト面の両面から、子どもたちの望ましい教育環境の実現に向け、今後も検討してまいります。

付議15ページから18ページまでは、5月12日に教育長へ提出された要望書の写しを参考資料として掲載しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○高橋委員 以前もご意見申し上げました、要望書の中のスクールバスの件、それから学校施設を公共施設や避難所として活用、防犯上、学校から通うのが遠くなる生徒もいると思いますので、通学路の安心安全の確保、そういうものに関してお願いしたいと思います。教育委員会と地域課、施設課、いろいろと話しあって縦割りではなくて総合的に考えていただきたいと思います。

○教育総務課長 はい、承知いたしました。

○教育長

その他いかがですか。これについては前回の定例会でもお話を申し上げている件ですので、これでよろしければ、議案第 11 号について承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第 11 号について、承認することとします。

次に、議案第 12 号 令和 8 年 6 月議会定例会の議案については、公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

第3 報告

○教育長

次に、日程第 3 報告に入ります。

はじめに、令和 7 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の概要について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

学校人事課です。報告 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の結果について報告します。体罰調査は、平成 24 年度に文部科学省が全国を対象に実施したもので、文部科学省による調査はこの年 1 回限りでしたが、翌年からは体罰等の未然防止の観点から、市独自で調査を継続して行っており、今回が 14 回目の調査となります。

1 実態把握の結果をご覧ください。教育委員会が訓戒として対処したものは、不適切な言動案件が 1 件でした。懲戒処分となったものはありませんでした。括弧で示した数値は前年の令和 6 年度の結果です。

2 調査対象者は、市立学校の児童生徒、保護者及び教職員全員です。

3 調査期間は令和 7 年度の 1 年間です。

4 調査内容は、「体罰」と「不適切な言動」について、「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかを調査したものです。「体罰」は、児童生徒に対して肉体的苦痛を伴う行為の強制、「不適切な言動」は、精神的な苦痛を感じさせる行為として調査いたしました。不適切な言動として相談したにもかかわらず、対応してもらえなかったこともこれに該当します。

5 事実関係の把握と該当性の判断については、体罰等を「受けた」「見た」「行った」と記載され、学校が体罰等の可能性があるとして報告した事案も教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い、事実関係を把握した上で判断しました。

6 未然防止に向けた今後の取組についてです。令和 7 年度は、懲戒処分はありませんでしたが、訓戒は 1 件あり、重く受け止めております。今後、研修資料を活用し、「体罰」や「不適切な言動」が起きた背景や要因を考えたり、未然防止に向けた具体的な方策を、教職員同士が検討したりする場を作るよう、校長に指導してまいります。そして教職員が事案を自分事として捉え、自身の人権意識を高め、体罰等を許さない、見逃さないという決意を改めて促してまいります。

教育委員会としまして、校長への指導はもとより、各校園の訪問を通して、研修の実施状況や教職員の捉えを確認してまいります。説明は以上でございます。

また、この調査結果については、本日報道関係者へ公表します。以上で終わります。

○教育長 ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

私からいいですか。今年度、これについては訓戒として 1 件といたしますけれども、6 年度や 5 年度の対処は何かあったのでしょうか。

○学校人事課長 括弧にある数字は懲戒処分のもので。

○教育長 これは 6 年度ですね。

○学校人事課長 はい、6 年度は体罰案件は 1 件、不適切な言動についても 1 件ということですよ。

○教育長 5 年度もほぼ同じような感じだとは思いますが、これはこの調査を行って出てきたものについて、訓戒なり懲戒処分をしたということなのですよ。私、これについていつも思うのですが、調査が上がってきて初めて分かるので、そういう処分をするということなのですが、保護者や児童生徒からすると、調査があったから申し出をして、それで発覚するというのはこれは仕方ないことだと思うのですが、行った側の教員というのは、体罰、不適切な言動は駄目だということを行っている以上、自分が行ったことは本来すぐ直後に認識ができるはずなので、そういう申し出が自分からあって、懲戒に進んでいて、この調査の段階ではもう処分済みということが本当は望ましい姿ではないかと思うのですけれどもどうでしょうか。

○学校人事課長 はい、そうです。例年の中では、すでに対処済みというものももちろんございます。本人や周りからの通告で発覚して、処分済みというものもあります。

○教育長 直後において処分済みということですね。今年度については、上がってきてからのものですか。

○学校人事課長 そうです。

○教育長 という点ではあまり望ましくないですよ。

○学校人事課長 そうですね。

○教育長 それは校長会だったり、何か伝える予定はありますか。

○学校人事課長 校長会でももちろん指導します。

○教育長 自ら申し出るようにということですね。ありがとうございました。以上、確認でした。

ほかに皆さんからいかがですか。よろしいでしょうか。よろしければこれは報告ですので、次に進めたいと思います。

次に、令和 9 年度新潟市立学校管理職選考検査について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長 令和 9 年度新潟市立学校管理職選考検査について報告します。

まず、校長選考ですが、令和 9 年度の採用予定者数は 30 人程度です。今年度末の校長退職者は 33 人程度と見込んでいます。校長退職者 33 人の内

訳は、小学校 17、中学校 13、特別支援学校 1、幼稚園 2 です。ただし、令和 9 年度、統廃合と夜間中学の開校により、学校数が 3 減となるため、採用予定者を 30 人程度としています。

また、受検資格は、①教頭として 3 年以上の勤務経験があり、②58 歳以下の人としています。

日程については、後ほどまとめて説明します。

次に、教頭選考ですが、採用予定者数は 40 人程度です。校長採用予定者 30 人に、教頭退職者 10 人を合わせた数を見込み数としております。

受検資格は、①現に新潟市立学校に勤務している人。

②年齢が 39 歳以上。主幹教諭については 37 歳以上です。

③中堅教諭等資質向上研修を修了した人です。

④については、アからクのいずれかに該当する人を受検資格としています。これらは昨年度と同様です。近年、教頭選考受検者数が減っており、その対応として、募集チラシを全教職員に配布した上、受検を進める管理職のメッセージをまとめた動画を作成し、見てもらえるようにしております。

最後に、日程についてですが、5 月 18 日に各学校園あて通知を発出したところですが、第 1 次選考検査日は 8 月 1 日、土曜日を予定しています。その後は、10 月中旬に第 2 次校長選考の面接検査、11 月上旬に第 2 次教頭等選考の面接検査を実施します。結果通知は 3 月上旬となります。説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○高橋委員

教頭等選考検査のアからクまでありますが、クの場合で、認めない人というのはどういう方なのか。

○学校人事課長

こちらで、様々経験とか経歴を見た上で、上記の資格が満たされていない場合、それに十分該当すると思われる場合は認めていきたいと思っていますので、それに当てはまらない場合です。

○高橋委員

当てはまらないというのは例えば具体的に、資格を持っていたとしても認めない人というのは。

○学校人事課長

資格を持っていれば基本的には認めます。

○高橋委員

クはあまり必要がないような。認めない人の場合はどういうものか、まさか犯罪者がここに入るはずないですし。

○学校人事課長

そういった犯罪歴等あればそれはもちろんそうです。あとは処分歴とかそういったものがあれば認めません。

○高橋委員

そうですね。資格は持っていたとしても認めない人はそういう方ですね。実際、募集した方でそういう方は過去にいないと思いますけれども、そういう時に止める判断の材料ということですよね。

○学校人事課長

そうですね。

○高橋委員

他の自治体でそういう方が採用されていましたよね。他の自治体で採用されるその基準がどういうふうになっているのかなと思って、実際にあった話ですよね。

○学校人事課長

過去の犯罪歴等も、私たちもしっかり確認をしますし、一緒に働いている校

長からの推薦もしっかり受けた人をここに該当するものとして扱っています。

○高橋委員

前にお話した時に、情報バンクみたいなものがあって、他の自治体でもそういうことがあれば、本自治体で把握できるというお話を聞いたのですが、そういう把握ができるようになったのですね。

○学校人事課長

そうですね。採用の段階で確認をしております。講師であっても確認しています。

○高橋委員

ありがとうございます。

○教育長

それは教員採用のときですよね。これは管理職選考についてということで、その先にあります。

○石坂委員

石坂です。年齢について伺いをします。優秀で新潟市の学校を引っ張っていけるような、そういう方々を管理職として採用していきたい。採用される側、承認される側の方に立ってみると、自分のライフワークであるとか、それから人生の見通しというのが非常に大事になってくると思うのです。だから受けようとか、この時期に受けようというふうになるわけですが、この役職でいれる年数を考えた時に、今の定年延長の考え方というのがすごく大事になるのではないかと思います。ぜひチャレンジしようとする人が、あと何年続けることができるんだな、この職として何年やれるんだな、ということが見通せるような、そういう見通しを早めに持ってもらえるように、制度設計をされていくというのは非常に大事ではないかと考えています。この点についてはいかがでしょうか。

○学校人事課長

やはり教員としてのキャリアを振り返ったり見通しが持てるようなことを、例えば中堅研ですとか、そういったところでも持てるようにお願いしたいということは相談しています。また、校長が面談をする際にも、その教員が何を強みとして、今後どんなことを頑張っていきたいのかということ聞きながら、様々な道があるというところを相談に乗りながら話ができるといいと思っておりますので、それは校長にも働きかけております。今回そういったことから、校長から改めて話がなくても、教員がすぐには受けなくても、数年後受けてみたいというような思いを持っていただきたいということから、チラシに動画が見られるQRコードを載せて、メッセージ動画は人事課で作成をいたしました。現在、校長として教頭としてご活躍をしている方たちがインタビュー形式で語っているものであります。ぜひこれも見ていただきたいと思います。これを全職員に C4th で配信をさせていただきましたので、そういったことで数年先、目標に持ってもらえるといいなという思いもありましたし、特別な人が受けるのではなく、様々な人たちが自分も、と思ってもらえるといいなと考えています。

○石坂委員

とても大事なことだと思います。もっと加えて言うならば、例えば自分が 62 で退職になるとか、65 で退職になるとかと思った時に、そこまで校長としてやれるのだろうか、つまり、今役職定年で 60 である程度線を引かれるわけですが、その辺の見通しみたいなものが教員の方でつかめるようになると、65 まで自分は校長としてやれるから、60 になったら受けようとか 58 になって受けてみようとか、そういう見通しがもっともって立てやすくなると思うのです。ぜひその辺りも含めて、メッセージとして伝えられるようになるといいなと感じています。

- 学校人事課長 検討してまいります。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 小見委員 小見です。今の石坂委員のお話に少し関連するかもしれませんが、先ほどの課長の説明の中で、管理職とか教頭の受検者数が年々減っているというお話がございました。これは、やはり優秀な管理職をしっかりと確保して、学校運営を将来的にもつないでいかなければいけない中で、そういった希望者が減っているというのは、管理職に対する意識の変化、あるいは魅力が低下しているとか、どのようなところに原因があるのでしょうか。また、それと合わせて、確保するための取組や施策として、パンフレット、チラシを作ったりされているというのは今説明がありましたが、どのようなスタンスでどういうふうに展開していこうというお考えでしょうか。
- 学校人事課長 はい、ありがとうございます。今はやはり、40代前半の辺りが、1番採用がそもそも厳しかった、枠が狭くてなかなか受からない状況があり、教員の人数を見た時に、1番人数が少ない世代なのです。ですので、教頭受検をするような適齢期にかかる年代の、そもそもの母数が少ないというところがございます。それもあるのですが、その中でも実は女性の割合は、特に中学校の教頭は4、5年前よりも倍になっています。そういった意味からも、早い段階から、今まで考えていた教頭になる年代も少し早めの段階から意識を持ってもらって、受検を考えていただいたり、教頭の数確保のために、校長の方に特例等で、少し残っていただくような措置を取りながら、極端に管理職の質を落とすことなくやっていきたいと思っております。
- 小見委員 母数が減っているということは大変だと思うのですが、民間会社でも最近部長になりたいですか、というアンケートを取ると、なりたいと思う人の数はやはり減ってきています。社会的な背景の中で、価値観が変わってきているのかなということもあると思うのですが、学校の教頭、校長という職種がやはり魅力あるものであると、皆さんがなりたくなるような、そういったものであるという目標が大事だと思いますので、引き続きその辺もかたちをつくっていくことが大切かなと思いました。
- 学校人事課長 はい、ありがとうございます。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 神林委員 校長になるには3年以上の教頭経験がある人ということになっていますよね。学校は今、教頭が1番忙しいということを先生方は承知していらっしゃると思いますよね。だから教頭になるハードルが高いのではないかなという思いがあるのですが、教頭の仕事を軽減する対策は、学校によっては補佐がついたりしていますよね。その辺りはどうなっているのでしょうか。
- 学校人事課長 教頭マネジメント加配も年々増やしてきております。特に小学校の方が、総じて空き時間がない先生方が多い状況がありますし、欠席される先生がいれば教頭がその代わりに出たりということがありますので、小学校の教頭マネジメント加配を手厚く入れている状況はあります。
- 加えて、教員業務支援員も小学校は全校配置、単独で5日間教員業務支

援員が入る体制を組んで、小学校を手厚くしている状況であります。

○神林委員

分かりました。なるべく教頭先生の仕事を手助けする人がいるといいなと思います。

○学校人事課長

はい、ありがとうございます。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進みます。

次に、令和 9 年度使用教科用図書に関する資料の作成(諮問)について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

お願いいたします。6 月 4 日に教科用図書審議委員会が行われます。その際に、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明いたします。

報告 3 ページをご覧ください。1 の諮問事項については、令和 9 年度使用教科用図書に関する資料の作成についてです。

2 の諮問理由は、令和 9 年度使用教科用図書の採択について、特別支援学校・学級用一般図書採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。

教科用図書の採択基準について説明いたします。下記に基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

以上が、第 1 回教科用図書審議委員会において、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問いただく内容でございます。

なお、新潟市教科用図書審議委員会設置要綱は、その次のページ、4 ページ、5 ページに記載されております。以上になります。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは次に、部活動等校外活動における移動の安全確保について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

お願いいたします。皆様もご存知の通り、磐越道高校バス事故にかかる本市の対応についてご説明いたします。

報告 7 ページ、8 ページとなります。本市の対応ですが、事故が発生した翌日、5 月 7 日には県の教育庁保健体育課と、県総務部大学・私学振興課から、県立学校長、そして私立中学・高等学校長に対して部活動等における遠征時の安全確保についての通知が出されました。

これを受け、新潟市教育委員会からは、翌 5 月 8 日に、すべての市立学校園に、部活動等校外活動における移動の安全確保について通知を行っております。(1)業者を利用する場合の確認体制、(2)教職員の同乗、(3)緊急連絡体制の確認の 3 点について指示をいたしました。(2)教職員の同乗につい

ては、県の通知にはなかったため本市で追加したものになります。

また、5月12日には、地域クラブ活動団体リストに掲載されている地域クラブ代表に、大会等の参加における移動の安全確保について、これは通知ではなく、注意喚起を発出しております。1 業者を利用する場合の確認体制、2 引率計画の作成等、3 クラブ関係者等の同乗、4 緊急連絡体制の確認について、注意喚起を行いました。ここでは、関係者の同乗に加え、2の引率計画の作成についてお願いをしております。学校現場では引率計画を作成し配付することが常になっておりますが、地域クラブに関してはそういったところで確認が弱い可能性がありますので、2を追加したことになります。

また、5月19日には文部科学省のスポーツ庁から、部活動の遠征等における安全確保についてが発出されたことを受け、市立高等学校、中等教育学校へも通知いたしております。

さらに5月22日、県の保健体育課から、部活動、遠征及び修学旅行に関わる実態調査の実施についてが通知されました。

同じ日に、部活動の遠征に関わる内容について、県と同様の調査を、市立高等学校、中等教育学校へ指示をしたところでございます。

なお、現在、小学校から高等学校まで、校外活動における移動の安全について、それから中学校に関しては部活動遠征における調査について、また、地域クラブにおける実態調査も、準備をしているところになります。以上になります。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○渡部委員

今回の内容に関しては、自動車を運転する際というのが主な内容だと思うのですが、おそらく地域移行が始まってから、自転車でのこどもたちの移動は相当増えていると思うのです。うちの子も、月・木・金、自転車の往復で6キロ、保護者の送迎はなかなか難しいものですから、とても怖いところはあるのですが、自転車に関しての注意喚起について今後の予定はいかがですか。

○学校支援課長

今、大切なご指摘をいただいたと思っております。現在準備している調査に関しては、自転車の移動については調査項目に入っておりませんが、何らかの形で自転車での移動に対する注意喚起を行っていけるように準備したいと思えます。大事な指摘ありがとうございました。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

私から、実態調査がまとまる時期は、いつごろを目途としていますか。

○学校支援課長

まだ目途が確定しておりませんで、今急いでアンケートを作成しております。おそらく今週か来週の頭ぐらいには、学校に調査をかけられると思います。その後2週間いかないくらいで調査をまとめられると思いますので、6月の中旬を目途にこちらの方にすべて回答があがってくることになるかと思えます。

○教育長

次の定例会で概略ぐらいは出ますか。

○学校支援課長

はい、分かりました。

○教育長

遅ければそれだけ綿密な調査になるし、急がせれば速報値でしかないと思うのですが、そこはよく内容を見て、しっかりまとめて報告いただければと思います。

ます。

○学校支援課長

分かりました。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

○石坂委員

今、この調査に関わって、それから通知・注意喚起については、大会等の参加に関わってという限定がかかっているように思うのです。それで普段はどうかということについて、やはり実態を把握する必要があるのではないかと思ったのは、地域移行になってから、活動場所へ向かう、活動場所に集まる、集合するということが、大事な私たちの持つべき観点になっています。そこに集まる手段としてどんな交通手段を使っているのだろうか、これについても、やはり行政として、安全確保の水準は示していく必要があると思いますので、この大会の参加に限らず、日常活動についても実態としてつかんでいく必要があるように、渡部委員の発言で感じたのですけれども、いかがでしょうか。

○学校支援課長

はい、再度確認させていただきますと、まず調査に関しての対象は、小学校から高校、すべての学校種になります。そして内容は、中学校に対してはまず部活動と、それから他の校外活動もすべて確認をさせていただきます。これが調査です。そして地域クラブに関しても同様の調査を行います。ここに関しても、ちょうど昨日議論したところなのですが、大会参加だけではなくて、普段の遠距離の移動、遠征、練習試合への参加、そういったことも含めて調査をかけるべきであろうということを、今考えております。

加えて、先ほど渡部委員がおっしゃった自転車のことについても、確認や注意喚起が必要だと考えております。

○石坂委員

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

○池主委員

池主です。この実態調査のアウトプットは、どのように活用することを今イメージされているのでしょうか。

○学校支援課長

おそくなのですが、部活動や校外活動に関しては、小学校、中学校、特別支援学校等に関しては、貸切バス、しっかりとした業者を使っていたり、あるいはスクールバスを活用していることが予想されますので、その辺りは大きな問題は上がってこないとは思いますが、今一度、安全確認のために校長が契約内容の確認をしたり、同乗してシートベルトをしっかり締めるとか、事故発生時の対応をしっかり確認しておくみたいなことを、各学校に通知または注意喚起することになるかと思います。

○池主委員

分かりました。あと例えば、新たなルールを構築していくというようなイメージはあるのでしょうか。

○学校支援課長

調査してみないと分からないなと思っております。特に、先ほど石坂委員がおっしゃった地域クラブに関してですが、かなり実施主体に任せているようなところがあります。こちらから指示だったり、ルールを作るということはなかなか難しいようなところもありますが、例えば、規約の中に安全確保のことについて明記をしてくださいとか、そういったことの働きかけは考えられると考えております。

○池主委員

分かりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次にまいりたいと思います。

次の、坂井輪中学校改築基本設計については、公表前であることから、さらに次の、新潟市教科用図書審議委員の委嘱については、個人情報を含む案件であることから、さらに次の、いじめ重大事態(教育委員会調査)についても、同じく個人情報を含む案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

続きまして、日程第4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第4 次回日程

○教育総務課長

6月につきましては、6月26日(金)、時間は午後3時30分からを予定しています。

第5 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

(退席を確認)

第6 付議事件(非公開)

第7 報告(非公開)

第8 定例会閉会

○教育長

これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

小見直樹

署名委員

渡部 昭一郎